

環境美化使用車両（河川等の清掃土砂運搬）補助金交付要綱

（趣 旨）

第1条 市長は、清潔で住み良い生活環境の保全、公衆衛生の向上を図るため、町内会環境美化活動の河川等の清掃作業において、土砂運搬のために車両を使用した者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号）及びこの要綱の定めるところによる。

（補助の対象及び補助額）

第2条 補助の交付の対象及び補助額等は、次に掲げるとおりとする。

（1）補助の対象

市内一斉環境美化活動で河川等の清掃作業において発生した土砂（土のう袋使用）を、市の指定した場所に運搬するために使用した車両に対して補助する。

（2）補助額

積載量350kg未満（軽トラック）の車両、1台搬入毎について1,000円、積載量351kg以上、2,000kg未満の車両、1台搬入毎について1,500円、積載量2,000kg以上の車両、1台搬入毎について2,000円とする。

（3）その他

市内一斉でない時期に環境美化活動で河川等の清掃作業を実施した町内会については、第2条（2）の補助額に準じた扱いとする。

（交付申請）

第3条 補助金の交付を申請しようとする者は、環境美化使用車両（河川等清掃土砂運搬）補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）環境美化使用車両（河川等清掃土砂運搬）実績報告書（第2号様式）

（2）車両搬入証（一斉活動時に市の指定した場所への搬入時に市が交付したもの）

（3）一斉でない時期に実施した町内については、実施した事を証する写真。

2 提出期限は、作業実施から1ヶ月以内とする。

（補助金額の確定）

第4条 市長は、前条の規定による交付申請書を受領したときは、補助金の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを確認し、適合すると認めるときは補助金の額を確定し、環境美化使用車両（河川等清掃土砂運搬）補助金交付確定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第5条 補助金の交付の確定を受けた者が補助金を請求しようとするときは、補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日経過した日までに、請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年5月5日から施行する。

2 この要綱の前日までに、合併前の環境美化使用車両（河川等の清掃土砂運搬）補助金

交付要綱の規定によりなされた手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。